



宮 崎 県 公 報

平成20年7月8日（火曜日）号外 第33号

発 行 宮 崎 県
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
 小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
 購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

条 例	頁	
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（行政経営課） 2		改正する条例……………（税務課） 17
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………（財政課） 3		○退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例……………（総務センター） 18
○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を		○宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例……………（医療業務課） 18
		○宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………（病院局） 21
		○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………（警察本部） 22

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

1 改正の理由及び主な内容

知事の権限に属する事務のうち、租税特別措置法に基づく優良住宅の認定や、都市計画法に基づく都市計画区域内における開発行為の許可等について日向市に移譲するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成20年8月1日から施行することとしました。

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第22号）

1 改正の理由及び主な内容

老人保健法の改正による同法の名称の変更や、介護保険法施行規則の改正による介護サービス情報調査の対象の追加等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）

1 改正の理由及び主な内容

農村地域工業等導入促進法に基づく県税の課税免除及び中心市街地の活性化に関する法律に基づく県税の不均一課税を行った場合における交付税の減収補てん措置が延長されたことに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用することとしました。

◎ 退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）

1 改正の理由及び主な内容

株式会社日本政策金融公庫法の成立により、国民生活金融公庫が株式会社日本政策金融公庫に統合されることに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成20年10月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例（条例第25号）

1 制定の理由及び主な内容

小児科医師の育成及び確保を図るため、県内の小児科で専門研修を受けている医師に対し、研修資金を貸与するための条例を制定することとしました。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用することとしました。

◎ 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

1 改正の理由及び主な内容

老人保健法の改正による同法の名称の変更等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第27号）

1 改正の理由及び主な内容

宮崎県公安委員会の指定を受けた自動車教習所の名称変更等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月八日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第二十一号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮崎県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表十四の三の項中「延岡市」の下に「及び日向市」を加える。

別表二十二の項及び二十六の項から二十八の項までの規定中「及び延岡市」を「延岡市及び日向市」に改める。

別表二十九の項中「延岡市」の下に「及び日向市」を加える。

別表三十の項を削る。

別表三十の二の項中「延岡市」の下に「及び日向市」を加え、同項を同表三十の項とする。

別表三十二の項中「延岡市」の下に「及び日向市」を加える。

別表三十三の項、三十四の項及び三十五の項中「及び延岡市」を「延岡市及び日向市」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年八月一日から施行する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月八日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第二十二号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成十二年宮崎県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 温泉法第七条の二第一項の規定に基づき掘削のための施設等の変更の許可の申請に対する審査 掘削のための施設等の変更の許可申請手数料

第三条第一項第十二号の二中「第十一条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同号の次に次の五号を加える。

十二の三 温泉法第十一条第二項において準用する同法第七条の二第一項の規定に基づきゆう出路の増掘のための施設等の変更の許可の申請に対する審査 ゆう出路増掘のための施設等の変更の許可申請手数料

十二の四 温泉法第十四条の二第一項の規定に基づき温泉の採取の許可の申請に対する審査 温泉採取許可申請手数料

十二の五 温泉法第十四条の三第一項又は第十四条の四第一項の規定に基づき温泉の採取の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 温泉採取許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

十二の六 温泉法第十四条の五第一項の規定に基づき可燃性天然ガスの濃度の確認申請に対する審査 可燃性天然ガス濃度確認申請手数料

十二の七 温泉法第十四条の七第一項の規定に基づき温泉の採取のための施設等の変更

の許可の申請に対する審査 温泉採取施設等の変更の許可申請手数料

第四条第一項第一号中「療養又は医療」を「療養」に改め、「の規定に基づき定められた療養に要する費用の額の算定方法（以下「療養費用算定方法」という。）」を「又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定に基づく診療報酬の算定方法（以下「診療報酬算定方法」という。）」に改め、「又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定に基づき定められた医療に要する費用の額の算定に関する基準（以下「医療費用算定基準」という。）及び老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（以下「老人食事療養費用算定基準」という。）」を削り、「療養等」を「療養」に、「療養費用算定方法に」を「診療報酬算定方法に」に改め、「又は医療費用算定基準に規定する一点の単価を十一円五十銭として算定した額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）及び老人食事療養費用算定基準により算定した額に百分の百十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合算額」を削り、同項第二号中「又は医療」を削り、「療養費用算定方法」を「診療報酬算定方法」に改める。

別表第二の十一の二の項の次に次のように加える。

十一の三 掘削 のため の施設 等の変 更の許 可申請 手数料		一件につき	一万四千元	
--	--	-------	-------	--

別表第二の十二の二の項の次に次のように加える。

十二の三 ゆう		一件につき	一万四千元	
------------	--	-------	-------	--

出 路 増 掘 の た め の 変 更 の 許 可 申 請 手 数 料				
十二の四 温 泉 採 取 許 可 申 請 手 数 料		一 件 に つ き	三 万 五 千 円	
十二の五 温 泉 採 取 許 可 を 受 け た 地 位 の 承 継 の 承 認 申 請 手 数 料		一 件 に つ き	七 千 四 百 円	
十二の六 可 燃 性 天 然 ガ ス 濃 度 確 認 申 請 手		一 件 に つ き	七 千 四 百 円	

数料				
十二の七		一件につき	二万四千元	
温泉				
採取施				
設等の				
変更の				
許可申				
請手数				
料				

別表第二の百四十四の六の項を次のように改める。

百四十四 の六 介 護サー ビス情 報調査 手数料	訪問介護	一件につき	三万三千元	一の調査票に より複数の介 護サービスの 調査を受ける ときは、当該 複数の介護サ ービスのうち いずれか一種 類の調査を受 けるものとみ なす。
	訪問入浴介護	同	三万三千元	
	訪問看護	同	三万三千元	
	通所介護	同	三万三千元	
	特定施設入居者生活介護	同	三万八千元	
	福祉用具貸与	同	三万三千元	
	居宅介護支援	同	三万三千元	
	介護福祉施設サービス	同	三万八千元	
	介護保健施設サービス	同	三万八千元	
	訪問リハビリテーション	同	三万三千元	
	通所リハビリテーション	同	三万三千元	
	介護療養施設サービス	同	三万八千元	
	短期入所生活介護	同	三万八千元	
	短期入所療養介護	同	三万八千元	
特定福祉用具販売	同	三万三千元		
認知症対応型通所介護	同	三万三千元		

地域密着型特定施設入居者生活介護	同	三万八千円	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	同	三万八千円	
介護予防訪問介護	同	三万三千元	
介護予防訪問入浴介護	同	三万三千元	
介護予防訪問看護	同	三万三千元	
介護予防訪問リハビリテーション	同	三万三千元	
介護予防通所介護	同	三万三千元	
介護予防通所リハビリテーション	同	三万三千元	
介護予防短期入所生活介護	同	三万八千円	
介護予防短期入所療養介護	同	三万八千円	
介護予防特定施設入居者生活介護	同	三万八千円	
介護予防福祉用具貸与	同	三万三千元	
特定介護予防福祉用具販売	同	三万三千元	
介護予防認知症対応型通所介護	同	三万三千元	
			五千円
			七千円

別表第一の三百九十二の項中	九千円	を	一万三千円	に
	一万四千元		一万円	
	一万九千元		一万八千元	
	三万四千元		四万八千元	
	四万八千元		七万円	

	十四万巴		十一万七千巴
	十一万四千巴		三十一万十巴
	四十六万巴		五十三万十巴

九千巴
五千巴
四千巴

一万千巴
七千巴
六千巴

三十一円		四十円	に改め、同表の三百九十四の項中
八千円	を	一万千円	
四十円		六千円	

1万田	1万四千田
九千田	1万三千田
1万二千田	1万七千田
1万千田	1万六千田
1万六千田	1万三千田

	1 万 5 千 円		1 万 1 千 円	
	1 万 2 千 円		3 万 2 千 円	
	1 万 千 円		3 万 円	
	3 万 6 千 円		5 万 3 千 円	
	3 万 5 千 円		5 万 2 千 円	

				に改め、同表の三百九十五の項中
	五万円	を	七万四千円	
	四万七千円		六万九千円	
	十二万円		十七万八千円	
	十一万円		十六万円	

	十九万四		十一万六千	
	十八万		十一万五千二百	
	三十八万		四十五万五千	
	三十七万		四十四万五千	
	一万三千		一万六千	

1万2千円	1万4千円
8千円	1万円
9千円	1万1千円
9千円	1万3千円
1万円	1万6千円
1万5千円	1万1千円
1万円	1万6千円

	三万三千円	を	四万九千円	に改める。
	四万五千円		六万六千円	
	十万円		十四万七千円	
	十六万円		二十二万二千円	
	三十三万円		四十七万七千円	
	一万二千円		一万六千円	

八千円	一万二千円
九千円	一万三千円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条第一項第十二号の二の次に五号を加える改正規定（第十二号の六を加える部分に限る。）及び別表第二の十二の二の項の次に十二の三の項から十二の七の項までを加える改正規定（十二の六の項を加える部分に限る。） 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において規則で定める日
- 二 別表第二の三百九十三の項から三百九十五の項までの改正規定 平成二十年十月一日
- 三 第三条第一項第十一号の二の次に一号を加える改正規定、同項第十二号の二の次に五号を加える改正規定（第十二号の六を加える部分を除く。）、別表第二の十一の二の項の次に十一の三の項を加える改正規定及び同表の十二の二の項の次に十二の三の項から十二の七の項までを加える改正規定（十二の六の項を加える部分を除く。） 公布の日から起算して五月を超えない範囲内において規則で定める日

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月八日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第二十三号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（昭和三十九年宮崎県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年十二月三十一日」に改め

る。

第六条第六号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月八日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第二十四号

退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例

退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和二十四年宮崎県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例をここに公布する。

平成二十年七月八日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第二十五号

宮崎県小児科専門医師研修資金貸与条例

（目的）

第一条 この条例は、宮崎県内の病院又は診療所の小児科（以下「県内の小児科」という。）において専門研修（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修で

規則で定めるものをいう。以下同じ。)を受けている医師に対し、医師研修資金を貸与することにより、小児科医の育成及び確保を図り、もって医療提供体制の充実に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、医師研修資金とは、専門研修のための資金をいう。

(貸与の対象者)

第三条 医師研修資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

一 県内の小児科において、専門研修を受けている者（宮崎県医師修学資金貸与条例（平成十八年宮崎県条例第五十号）に基づき修学資金の貸与を受けた者でその返還の免除の要件に満たないものその他規則で定める者を除く。）であること。

二 医師研修資金の貸与を受ける期間を満了した後、県内の小児科において医師の業務に従事しようとする者であること。

(貸与の額)

第四条 医師研修資金の貸与の額は、月額十五万円とする。

- 2 医師研修資金は、三年を超えない範囲内において貸与する。
- 3 医師研修資金は、無利子とする。

(保証人)

第五条 医師研修資金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、医師研修資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の停止等)

第六条 知事は、医師研修資金の貸与を受けている者が専門研修を休止したときは、休止した日の属する月の翌月分から専門研修を再開した日の属する月の分まで、医師研修資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された医師研修資金があるときは、当該医師研修資金は、医師研修資金を受けている者が、

専門研修を再開した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

2 知事は、医師研修資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の分から医師研修資金の貸与を行わないものとする。

一 専門研修を中止したとき。

二 医師研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。

三 死亡したとき。

四 心身の故障のため専門研修を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。

五 その他医師研修資金の貸与を受けている者として不相当と認められるとき。

(返還)

第七条 医師研修資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた医師研修資金を、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して一月以内に一括して返還しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、別に期限を定め、又は分割して返還させることができる。

一 前条第二項の規定により、医師研修資金の貸与が行われなくなつたとき。

二 貸与を受けた期間を満了した後、直ちに県内の小児科において医師の業務に従事しなかつたとき。

三 その他医師研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 医師研修資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく貸与を受けた医師研修資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十五パーセントの割合（この場合における年当たりの利息の割合は、閏年うるしの日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。）で計算した遅延利息を支払わなければならない。

3 前項の規定により計算した利息の額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(返還の猶予)

第八条 知事は、前条の規定にかかわらず、医師研修資金の貸与を受けた者が心身の故障、

災害その他やむを得ない理由により当該医師研修資金を返還することが困難であると認められるときは、その理由が継続する間、当該医師研修資金の返還の全部又は一部を猶予することができる。

(返還の免除)

第九条 知事は、医師研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該医師研修資金の返還の全部を免除するものとする。

- 一 貸与を受けた期間を満了した後、規則で定めるところにより県内の小児科において医師の業務に従事したと認められる期間（以下「業務従事期間」という。）が、一年（貸与を受けた期間が一年に満たない場合にあつては、貸与を受けた期間）に達したとき。
- 二 県内の小児科において医師の業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

第十条 知事は、前条第二号に規定する場合を除くほか、医師研修資金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により当該医師研修資金を返還することができなくなったと認められるときは、当該医師研修資金の返還の全部又は一部を免除することができる。

- 2 知事は、医師研修資金の貸与を受けた者の業務従事期間が前条第一号に規定する期間に満たないときは、当該医師研修資金の返還の一部を免除することができる。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成二十年四月一日から適用する。

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月八日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第二十六号

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年宮崎県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「の規定に基づき定められた療養に要する費用の額の算定方法（以下「療養費用算定方法」という。）」を「又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定に基づき診療報酬の算定方法（以下「診療報酬算定方法」という。）」に改め、「又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定に基づき定められた医療に要する費用の額の算定に関する基準（以下「医療費用算定基準」という。）及び老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（以下「老人食事療養費用算定基準」という。）」を削り、「療養又は医療」を「療養」に、「療養費用算定方法に」を「診療報酬算定方法に」に改め、「又は医療費用算定基準に規定する一点の単価を十五円として算定した額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）及び老人食事療養費用算定基準により算定した額に百分の百五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合算額」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年七月八日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第二十七号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成十二年宮崎県条例第四十号）の一部を次のよ

うに改正する。

別表第三の二の項及び三の項を次のように改める。

<p>一 道交法第八十八条の 一 第二項 第二号の規 定に基づき講習</p>	<p>道交法第百十二条第二項</p>	<p>旭興自動車学校、サンモーター スクール及び警友自動 車学校</p>
<p>三 道交法第八十八条の 一 第二項 第十号の規 定に基づき講習</p>	<p>道交法第百十二条第二項</p>	<p>宮崎シーサイドモーター スクール、ナカムラ自動車 学校、旭興自動車学校、サン モータースクール、高鍋自 動車学校、日南自動車学校、 西都自動車学校、日向自動 車学校、東九州自動車学校、 警友自動車学校、延陵自動 車学校、都城ドライビング スクール、小林共立自動車 学校、宮崎ドライビングス クール、えびの高原ドライ ビングスクール、フェニッ クスモータースクール、清 武自動車学校及び野尻自動 車学校</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。